正誤

令和七年八月二十日（号外第百八十八号）公布

公正取引委員会規則第六号（スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則の一部を改正する規則）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
二	改正後欄	終りから一一	送達	送達等
三	改正後欄	七	3 日本語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。	3 日本語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。

本紙：令和7年9月22日より引用しております